

上小地域医療・介護連携推進研究会設置要綱

（設置）

第1 上小地域において、地域の実情に応じた入退院時の基本的な調整ルールを策定し、上小地域における質の高いケアマネジメントを実現し、高齢者が在宅で安心して生活できる仕組みを構築するため、上小地域医療・介護連携推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 研究会は、次の事項について、協議、検討する。

- (1) 窓口・担当者の確認方法に関する事
- (2) 入退院時のカンファレンスに関する事
- (3) かかりつけ歯科、かかりつけ薬局との連携に関する事
- (4) 入退院調整ルールの活用方法に関する事。
- (5) その他必要と認められる事項

（組織）

第3 研究会は、医療関係団体の代表者、医療機関、介護保険サービス事業所及び市町村担当者等により構成する。

（招集）

第4 研究会は、上田保健福祉事務所長が招集する。

（事務局）

第5 研究会の事務局を上田保健福祉事務所に置く。

（補則）

第6 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、上田保健福祉事務所長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。